尾道労働基準監督署　安全衛生課より

ＳＤＳ（安全データーシート）

私は，Apple の Mac Book Pro を買うか買うまいか，1 年近く悩んでいます。知っている方もいらっしゃると思いますが，ノート・パソコンです。Apple が受けたのは，デザインもさることながら，GUI（Graphical User Interface，グラフィカル・ユーザー・インターフェース）をいち早く採用したことです。GUI と書くと何やそれ？となりますが，画面上にあるデスクトップ，ウィンドウ，メニュー，アイコン，ボタン等のことで，視認性，操作性に優れ，直感的な操作が可能となるものです。アメリカには「いらち」な方が多いのか，買ってすぐ使えない，「取説」（取扱説明書）を見なければ使えないようなものは嫌いだそうです。

ところで，最近，家電製品を買い換えた方はいらっしゃいますか？一昔前は，10 年サイクルと言われていましたが，そのサイクルが短くなったと思います。最近の家電製品は便利になり，色々なことができる反面，ボタンが多くなったり，一つのボタンに多くの機能が持たされ，すぐに使うことが難しくなった気がします。そんな時，役に立つのが「取説」です。日本人はなぜか，まず「取説」を読んでから使う人が多いそうです。

それでは皆さん，SDS（安全データーシート）はご存じですか？労働安全衛生法第 57 条の 2 において，「通知対象物質」を譲渡し，又は提供する者は，文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により，相手方に通知しなければならない。」と規定されています。この文書が SDS で，通知対象物質は現在，640 あります。SDS には，16 項目の記載があり，どの物質も 16 項目，どの国も 16 項目の記載があり，順番も世界共通となっています。16 項目は，①製品及び会社情報，②危険有害性の要約，③組成及び成分情報，④応急措置，⑤火災時の措置，⑥漏出時の措置，⑦取扱い及び保管上の注意，⑧暴露露防止及び保護措置，⑨物理的及び科学的性質，⑩安定性及び反応性，⑪有害性情報，⑫環境影響情報，⑬廃棄上の注意，⑭輸送上の注意，⑮適用法令，⑯その他の情報です。言うなれば，これ，通知対象物質の「取説」です。

日本人である皆さん，通知対象物質（化学物質等）を取り扱う前に是非，「取説」である SDS をご覧ください。

尾道労働基準監督署　安全衛生課長　石井